

佐賀市高齢者あんしん見守りサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社 otta が提供する見守りサービスの利用を支援することにより、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等が安心して外出できる環境を整備するとともに、その養護者等の精神的負担の軽減を図り、地域における見守り体制の充実に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、佐賀市とする。

2 市は、本事業の実施に必要な業務の全部又は一部を、株式会社 otta（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 見守りサービス

受託事業者が提供する Bluetooth Low Energy (BLE) を活用した見守りサービスをいう。

(2) 見守り端末

見守りサービスの利用に必要な見守りタグその他これに類する機器をいう。

(3) 利用対象者

第4条に規定する者をいう。

(4) 養護者等

利用対象者を現に養護する家族、親族その他これらに準ずる者並びに利用対象者の成年後見人、保佐人、補助人その他市長が適当と認める者をいう。

(5) 支援者

佐賀市内地域包括支援センターの職員、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に所属し、利用対象者の支援を行う者その他市長が適当と認める者をいう。

(6) 申請者

利用対象者、養護者等又は支援者をいう。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、市内に住所を有し、在宅で生活する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上で、認知症等により外出に不安があり、安全な外出の支援が必要な者

(2) 40歳以上65歳未満で、医師により認知症と診断された者

(3) その他市長が特に必要と認める者

(市の支援)

第5条 市は、利用対象者1人につき1回に限り、見守りサービスの利用開始時に必要となる次に掲げる費用を負担する。

(1) 初期登録手数料

(2) 見守り端末費用

2 月額利用料、通信料その他継続利用に要する費用は、利用対象者又は養護者等が負担するものとする。

3 本事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

(利用申請)

第6条 申請者は、受託事業者が運営する見守りサービスの申込サイトから利用申請を行うものとする。

2 受託事業者は、前項の利用申請を受けるに当たり、利用対象者又は養護者等から、見守りサービスの実施に必要な範囲で、市、受託事業者、警察その他関係機関へ利用申請に係る情報を提供することについて同意を得るものとする。

3 受託事業者は、利用申請を受けたときは、申請情報を市へ報告するものとする。

(利用承認)

第7条 市は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本事業の利用を承認するものとする。

2 市は、利用を承認したときは、その旨を受託事業者へ通知するものとする。

3 受託事業者は、前項の通知を受けた後、申請者が指定した送付先へ見守り端末を発送するものとする。

4 市は、利用を承認しないときは、その旨を受託事業者へ通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 利用対象者又は養護者等は、住所、連絡先その他申請内容に変更が生じたときは、速やかに受託事業者へ届け出るものとする。

2 受託事業者は、市が必要と認める事項について、市へ報告するものとする。

(利用終了)

第9条 利用対象者又は養護者等は、利用を終了しようとするときは、受託事業者へ届け出るものとする。

2 受託事業者は、前項の届出を受けたときは、速やかに市へ報告するものとする。

3 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を終了させることができる。

(1) 利用対象者が死亡したとき。

(2) 利用対象者が市外へ転出したとき。

(3) 利用対象者が施設へ入所するなど、本事業による支援が不要となったと認められるとき。

(4) その他市長が事業の目的に照らして利用継続が適当でないと認めるとき。

(見守り端末)

第10条 本事業における見守り端末の所有権は、利用対象者に帰属するものとする。

2 利用対象者又は養護者等は、自己の責任において見守り端末を適切に管理しなければならない。

3 見守り端末の故障、紛失、破損、盗難その他利用対象者の責めに帰すべき事由により生じた費用については、利用対象者又は養護者等の負担とする。

(個人情報の保護)

第11条 市及び受託事業者は、本事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に管理するとともに、本事業の実施以外の目的に利用してはならない。

(免責)

第12条 市は、本事業の実施に当たり、受託事業者が提供する見守りサービスの利用により生じた損害について、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負わない。

2 市は、位置情報の精度、通信環境その他サービスの内容について保証を行わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年7月21日から施行する。